(6) 財産区(地方自治法第294条)

(平成21年12月1日現在)

(地方自治法第234末) (中)及21年12月1日统任			18/11 17 (01111)	
財産区	設置年月日	組織	任 期	定数
榊原財産区	昭30.3.1	議会	4年	12人
椋本財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
河内財産区	昭31.9.30	議会	4年	6人
波瀬財産区	昭30.1.15	議会	4年	11人
桜財産区	昭29.7.1	管理会	4年	7人
岡本町財産区	昭25. 4. 1	議会	4年	6人
国津財産区	昭29.3.31	議会	4年	10人
有馬財産区	明22. 4. 1	議会	4年	7人
井戸財産区	明22. 4. 1	議会	4年	7人
治田財産区	昭30.8.1	議会	4年	12人
南張財産区	明22. 4. 1	議会	4年	8人
塩屋財産区	明22. 4. 1	議会	4年	6人
浜島財産区	明22. 4. 1	議会	4年	12人
迫子財産区	明22. 4. 1	議会	4年	8人
柘植財産区	昭34.3.20	議会	4年	11人
島ヶ原財産区	平16.11.1	管理会	4年	7人
大山田財産区	平16.11.1	管理会	4年	7人
千草財産区	明22. 4. 1	議会	4年	10人
千種財産区	昭30.4.1	管理会	4年	7人
鵜川原財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
竹永財産区	昭31.9.30	管理会	4年	6人
	財産区 榊原財産区 標本財産区 河内財産区 海本町財産区 国本町財産区 国本町財産区 国本町財産区 有馬財財財産 東産区 ・ おった ・ は は よ ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま と と と と	財産区 設置年月日 神原財産区 昭30.3.1 掠本財産区 昭31.9.30 河内財産区 昭31.9.30 波瀬財産区 昭30.1.15 桜財産区 昭29.7.1 岡本町財産区 昭25.4.1 国津財産区 明22.4.1 井戸財産区 明22.4.1 治田財産区 明30.8.1 南張財産区 明22.4.1 法島財産区 明22.4.1 近子財産区 明22.4.1 近子財産区 明22.4.1 下利産区 明22.4.1 共戸財産区 明22.4.1 大山田財産区 昭34.3.20 島ヶ原財産区 平16.11.1 大山田財産区 明22.4.1 千草財産区 明22.4.1 千草財産区 明34.3.20 幕ヶ原財産区 明34.3.20 平16.11.1 千草財産区 明22.4.1 千種財産区 明30.4.1 科川原財産区 昭30.4.1	財産区 設置年月日 組織 編 編別財産区 昭30.3.1 議会 院本財産区 昭31.9.30 管理会 河内財産区 昭31.9.30 議会 波瀬財産区 昭30.1.15 議会 桜財産区 昭29.7.1 管理会 岡本町財産区 昭25.4.1 議会 国津財産区 明22.4.1 議会 井戸財産区 明22.4.1 議会 所張財産区 明22.4.1 議会 第2.4.1 議会 第30.8.1 議会 第4.3.20 議会 第4.3.20 議会 所財産区 明22.4.1 議会 并2 財産区 明22.4.1 議会 第2.4.1 議会 第34.3.20 議会 第4.3.20 議会 第4.1.1 管理会 平16.11.1 管理会 平16.11.1 管理会 第4川原財産区 明22.4.1 議会 第2.4.1 議会 第2.4.1 管理会 第1.9.30 管理会 第1.9.30 管理会	財産区 設置年月日 組織 任期 榊原財産区 昭30.3.1 議会 4年 椋本財産区 昭31.9.30 護会 4年 河内財産区 昭31.9.30 議会 4年 波瀬財産区 昭30.1.15 議会 4年 桜財産区 昭29.7.1 管理会 4年 岡本町財産区 昭29.3.31 議会 4年 有馬財産区 明22.4.1 議会 4年 井戸財産区 明22.4.1 議会 4年 市張財産区 明22.4.1 議会 4年 海景財産区 明22.4.1 議会 4年 連子財産区 明22.4.1 議会 4年 お上野産区 明22.4.1 議会 4年 本年 本年 本年 本年 大山田財産区 平16.11.1 管理会 4年 千草財産区 明22.4.1 議会 4年 千草財産区 明22.4.1 議会 4年 千草財産区 明22.4.1 議会 4年 千草財産区 明22.4.1 議会 4年 千種財産区 明30.4.1 管理会 4年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・